

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案・・・ 2

一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法
第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案・・・ 3

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年5月25日 関東運輸局長 新田 慎二

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

23B10号 尾崎 花子

1. 令和5年5月2日
2. 相模・鎌倉地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を15分に短縮する。

(ア) 普通車 下限運賃

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を經由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和5年5月23日 関東運輸局長 新 田 慎 二

記

事案番号 23F02

1. 事業者の氏名及び住所

株式会社 岩井田運送

東京都江戸川区南葛西5-9-20

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項の規定違反による同法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和5年7月6日 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和5年5月23日 関東運輸局長 新 田 慎 二

記

事案番号 23F01

1. 事業者の氏名及び住所

荏原交通 株式会社

東京都品川区荏原6-12-12

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項の規定違反による同法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和5年7月7日 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271